

C S N I 第 20-41 号

2020 年 7 月 31 日

光風法律事務所

弁護士 岩永 智士 様

弁護士 南 謙太郎 様

適格消費者団体 特定非営利活動法人

消費者支援ネットワークいしかわ

理事長 橋本 明夫

(公印省略)

申入書 2 の送付について

拝啓 盛夏の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より私ども消費者支援ネットワークの活動に対しご理解、ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、標記の件について送付いたしますのでお願い申し上げます。

敬具

2020年（令和2年）7月31日

株式会社東急モールズデベロップメント

代理人弁護士 岩永 智士 様

代理人弁護士 南 謙太郎 様

適格消費者団体 特定非営利活動法人

消費者支援ネットワークいしかわ

理事長 橋本 明夫

〒920-0362

金沢市古府2丁目189番

TEL：076-240-1012



（連絡先）敦賀法律事務所

弁護士 安藤 俊文

〒920-0902

金沢市尾張町1丁目5番25号

TEL：076-261-8500

FAX：076-261-7300

（土日祝日を除く：9：00～17：00）

申入書 2

前略

先日、当法人からの令和2年3月19日付申入書にご対応いただき、ありがとうございました。

もともと、申入書別紙「駐車サービスのご案内」及び申入書別紙「ホームページ」を拝見しましたところ、「2,000円」の前に「原則」が追加されているのみであり、未だ、有利誤認表示のおそれは残っていると考えます。

そのため、「対象となる駐車場」の記載を別紙「駐車サービスのご案内」のすぐ下に移動させたり、「原則2,000円（税別）以上お買い上げの場合」の直後に「例外は下記を参照ください」などと記載することで、有利誤認表示のおそれを生じさせないような修正のご検討をお願い致します。

お手数をおかけしますが、本書到達後1か月以内に書面にてご回答をお願い致します。

草々